

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘英会（以下「法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」とする）の報酬支給及び役員等が法人の用務による旅行をした時にかかる旅費等（以下「報酬等」とする）の実費を弁償するための、必要な事項について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。
- (2) 法人から給与が支給されている常勤の理事については、報酬は支給しない。
- (3) 賞与及び退職手当は支給しない。
- (4) 旅費等については常勤・非常勤関係なく別表1により支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、別表1のとおりとする。

- 2 評議員については定款第9条のとおり、各年度の評議員1人当たりの報酬総額が年額100,000円を超えない範囲とする。

(法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、実務実績に応じ月末締め翌月15日（銀行休業日は前営業日）に口座振込により支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 法人は、この規定をもって、役員等の報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定

めることとする。

(補 則)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規定の制定により、既定の役員報酬規定及び役員実費弁償規定は廃止する。
この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。

別表1

(1) 理事長

役職名	報酬額
理事長	月額 200,000円

(2) 評議員・理事

	日 額
委員会への出席	10,000円
交通費	実 費

(3) 監事

	日 額
委員会への出席	10,000円
監事監査	30,000円
交通費	実 費

(4) 旅 費

交通費及び運賃	日 額	宿泊費（1日当り）
バス・タクシー・飛行機： 実費 私用車：1km当り20円	10,000円	実 費又は 20,000円以内

※ 委員会出席に係る交通費について、私用車は1km当たり20円、公共交通機関を利用する場合は実費の支給とする。

※ 別表1（2）～（3）に係る源泉徴収税額は、弁護士等に適用する税率で報酬計算行い支払うものとする。但し、交通費の支給についてはこの限りではない。